**特定非営利活動法人**

愛知県名古屋市守山区城土町231

📞052-791-9160（FAX同）

【当会の事業】　介護職員初任者研修事業を行っております。

|  |  |
| --- | --- |
| 法人名 | 特定非営利活動法人１９８０（いちきゅうはちまる） |
| 住所 | 名古屋市守山区城土町231 |
| 代表 | 理事長　足立由紀 |
| 事務担当 | 研修事業担当：足立保 |
| 研修事業名 | 特定非営利活動法人１９８０介護職員初任者研修 |
| 研修目的・理念 | 本研修は、重度障害者が地域の中で安心した生活を送るために提供されるべき支援の担い手を育成し、地域福祉の貢献に寄与することを目的とする。 |
| 学則 | 後ページ掲載 |
| 研修施設 | 名古屋市守山区川上町155-1　重度障害者活動拠点１９８０夢 |
| 研修対象 | 原則として、現在介護を仕事とし、当法人が認めた者 |
| 研修スケジュール | 後ページ掲載 |
| 定員 | 2018年は５名 |
| 受講までの流れ | ①お電話等にて先着順受付②申込書に記入・提出 |
| 費用 | 受講料は０円。当日資料コピー代などは実費徴収。 |
| 過程編成責任者 | 足立保 |
| 講師一覧 | 後ページ掲載 |
| 科目別内容 | 愛知県指定事務処理要領に従う（県HP掲載） |
| 実習 | 実習施設：名古屋市守山区川上町155-1　重度障害者活動拠点１９８０夢  担　　当：守田歩  プログラム内容：○居宅、施設の多様な働く現場におけるそれぞれの仕事内容  ○プランに基づく支援の流れとチームアプローチ  ○他職種、地域資源サービスを含めた地域の 社会資源との連携  実習者の延べ人数（旧２級ヘルパーも含む）：約４０人 |
| 研修実績 | 2013年：８名/８名  2014年：２名/2名  2015年：5名/7名  ２０１６年：未実施  2017年：4名/4名  2018年：3名/3名 |
| 連絡先 | TEL/FAX052-791-9160  ☆研修直通080-3678-4490  [heart-link@nifty.com](mailto:heart-link@nifty.com)  住所：名古屋市守山区城土町231  法人及び事業所の苦情対応者　：代表　足立由紀 |

定非営利活動法人　１９８０

介護職員初任者研修（通学）　学則

(事業所の名称･所在地)

第１条　本研修は、次の事業者が実施する。

　　　　特定非営利活動法人　１９８０

　　　　名古屋市守山区城土町２３１

(目的)

第２条　本研修は、重度障害者が地域の中で安心した生活を送るために提供されるべき支援の担い手を育成し、地域福祉の貢献に寄与することを目的とする。

(実施課程及び形式)

第３条　前条の目的を達成するために、次の研修事業(以下研修という。)を実施する。

介護職員初任者研修（通学形式）

(研修事業の名称)

第４条　研修事業の名称は次のとおりとする。

特定非営利活動法人１９８０　介護職員初任者研修

(研修事業の実施場所)

第５条　研修事業の実施場所は次のとおりとする。

名古屋市守山区川上町155-1　重度障害者活動拠点１９８０夢

(研修期間）

第６条　研修期間は次のとおりとする。

　　　　平成２９年８月８日～平成２９年１０月３１日

　　　　※補講を含む

(研修カリキュラム)

第７条　研修を修了するために履修しなければならないカリキュラムは別表「カリキュラム」のとおりとする。

(教材)

第８条　研修に使用する教材は研修の目的に沿った各講師作成資料及び介護労働安定センター発行「介護職員初任者研修テキスト」とする。

(担当講師)

第９条　研修を担当する講師は別表「講師一覧」のとおりとする。

(実習施設)

第１０条　実習は社会福祉法人１９８０の運営する重度障害者活動拠点「１９８０夢」（名古屋市守山区川上町155-1）の施設において実施する。

(修了の認定)

第１１条　第７条に定めるカリキュラムをすべて履修し、筆記試験において評価がＣ以上の者を修了と認定する。

　　　[認定基準]（100点を満点評価とする）Ａ＝90点以上　Ｂ＝80点以上89点以下　Ｃ＝70点以上79点以下　Ｄ＝70点未満

　　　　　実習の場合は、愛知県介護員養成研修事業者指定事務処理要領の別紙に定める「内容」に沿った実習となっているかどうかを実習レポートに基づき確認する。「9.こころとからだのしくみと生活援助技術」では、介護に必要な基礎的知識の理解と確認と、生活支援技術の習得状況を確認した上で、愛知県介護員養成研修事業者指定事務処理要領の別紙1-2「修了時の評価ポイント」に沿って、評価する。

(科目の免除)

第１２条　本研修の受講対象者は、「介護業務実務経験証明書」の提出により、愛知県介護員養成研修事業者指定事務処理要領別紙４に定めるところのカリキュラムを免除することができる。

(募集時期)

第１３条　本研修の募集時期は次のとおりとする。

平成２９年８月１日～平成２９年８月７日

(受講対象者)

第１４条　原則として、現在介護を仕事とし、当法人が認めた者。

(受講定員)

第１５条　本研修の定員は次のとおりとする。

５名

(受講手続)

第１６条　受講手続きは次のとおりとする。

（１）研修受講希望者は、当法人研修事業部宛てに受講希望の旨を連絡する（募集期間内でありかつ確実であれば方法は問わない。電話、口頭、ＦＡＸ等）。

（２）当法人研修事業部は、応募者の実務実績等を考慮し、必要に応じて面接審査を行った上で受講者の決定を行い、受講決定者のみに電話で通知を行う。

（３）受講決定者は、指定された期日までに資料代を納入する。納入方法は、直接持参または振込とする。ただし、一度納入した資料代は、いかなる場合も返還しない。

(受講者が負担すべき費用)

第１７条　受講者は受講料は無料とする。但し、資料代を実費負担とする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 受講料 | 納付形態 | 納付日 |
| ０円  但し、資料代（コピー代）を実費負担する。 | － | － |

(研修欠席者の扱い)

第１８条　理由の如何にかかわらず、研修開始から２０分以上欠席した場合は遅刻とする。また、やむを得ず欠席する場合は電話等で当法人に必ず連絡する。実習を行う場合、実習への欠席は認められない。出欠の確認は、口頭での確認により出欠表に記載される。

(研修欠席者に対する補講の方法及び補講に係る費用の取扱い)

第１９条　本研修の講義及び演習の一部を欠席した者は、欠席した時間に相当する時間を、担当講師に

よる補講を受けることにより、当該科目を修了した者とみなす。補講の上限は総時間数の一割までとする。補講に関する受講料については、これを徴収しない。また、補講の実施は当法人において実施する。

(受講の取り消し)

第２０条　次の各号の一に該当する者は、受講を取り消すことができる。

（１）学習意欲に著しく欠け、修了の見込みがないと認められる者

（２）研修の秩序を乱し、その他受講者としての本分に反した者

（研修の延期・中止等の不慮の事態における養成研修の継続及び苦情等に対する対応等）

第２１条　本研修において天災その他やむをえない事情により研修の継続が困難となった場合は、中止または延期の措置をとる。延期の場合は、新たな日程を示し研修を開始することとする。中止の場合は、次回の開講に振り替え研修を継続する。万一、研修継続不可能な場合は当法人が責任を持って他の養成機関を紹介し、受講生の研修の継続、修了に最大限の努力を払うこととする。  
また、苦情等に対する窓口を設置する。担当者として事務局の足立がその対応をする。  
　＜連絡先＞　  
　（電話番号）052-791-9199　（ＦＡＸ）052-791-9199  
　（担当窓口）事務局　足立保

(修了者管理の方法)

第２２条　修了者管理の方法は次のとおりとする。

（１）修了者は修了者台帳に記載し、愛知県で指定された様式に基づき知事に報告する。

（２）修了者の出席・成績に関する書類、実習修了確認書、受講者及び修了者に関する台帳は、当法人研修事業部にて愛知県が定める期間、これを保管する。

（３）修了証明書等の紛失等があった場合は、修了者の申し出により再発行を行うことができる。

（修了証明書等の交付）

第２３条　第１１条により修了を認定された者は、当法人において修了証明書及び修了証明書を交付する。

（本人確認について）

第２４条　当法人は、受講者に対し受講申込受付時又は初回の講義時において、次に揚げるいずれかの方法により本人確認を行う。また、いずれかの方法で確認したのかについて記録を残し、実績報告書提出時に知事に報告する。

 戸籍謄本、戸籍抄本若しくは住民票の提出

 住民基本台帳カードの提示

 残留カード等の提示

 健康保険証の提示

 運転免許証の提示

 パスポートの提示

 年金手帳の提示

 国家資格を有する者については、免許証又は登録証の提示

(施行細則)

第２５条　この学則に必要な細則並びに、この学則に定めのない事項で必要があると認められる時は、当法人がこれを定める。

(附則)この学則は、平成２５年７月１日から施行する。

(附則)この学則は、平成２５年１１月２０日から施行する。

(附則)この学則は、平成２６年６月１日から施行する。

(附則)この学則は、平成２７年６月１日から施行する。

(附則)この学則は、平成２９年７月１日から施行する。

特定非営利活動法人１９８０介護職員初任者研修（2018年版）　日程



|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 講師氏名 | 現職 | 科目・項目番号、担当科目 |
| 保有資格 |
| 実務経験 |
| 足立　保 | 社会福祉法人１９８０ | ・実習（１（１）多様なサービスの理解）  　　　（１（２）介護職の仕事内容や働く現場の理解）  ・4(1)介護保険制度  ・9(4)生活と家事  ・9(5)快適な居住環境整備と介護  ・9(6)整容に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護 |
| 介護福祉士 |
| １４年　　か月 |
| 石川敬三 | 社会福祉法人１９８０ | ・3　介護・福祉サービスの理解と医療との連携  ・9(7)移動・移乗に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護  ・9(11)睡眠に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護 |
| 介護福祉士 |
| ６ 年　　か月 |
| 亀井克志 | 社会福祉法人１９８０ | ・5　介護におけるコミュニケーション技術  ・9(7)移動・移乗に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護  ・9(10) 排泄に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護 |
| 介護福祉士 |
| １０年　　か月 |
| 小池征司 | 社会福祉法人１９８０ | ・2(2)自立に向けた介護  ・9(1)介護の基本的な考え方  ・9(13)介護過程の基礎的理解、総合生活支援技術演習  ・9(14)総合生活支援技術演習 |
| 介護福祉士 |
| １４ 年　　か月 |
| 足立由紀 | 社会福祉法人１９８０ | ・8　障害の理解  ・4(2)医療との連携とリハビリテーション  ・9（12）死にゆく人に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護 |
| 介護福祉士 |
| １７ 年　　か月 |
| 小池麻衣子 | 社会福祉法人１９８０ | ・9(9) 入浴・清潔保持に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護  ・9(13)介護過程の基礎的理解、総合生活支援技術演習  ・9(14)総合生活支援技術演習 |
| 介護福祉士 |
| ６ 年　　か月 |
| 吉川雅博 | 愛知県立大学 | ・2(1)人権と尊厳を支える介護  ・4(3)障害者自立支援制度及びその他制度 |
| 教員 |
| １５ 年　　か月 |
| 亀井あゆみ | 社会福祉法人１９８０ | ・6　老化の理解  ・7　認知症の理解  ・9(8) 食事に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護 |
| 介護福祉士 |
| １５ 年　　か月 |
| 守田　歩 | 社会福祉法人１９８０ | ・9(3)介護に関するからだのしくみの基礎的理解  ・実習（10（1）振り返り）  　　　（10（2）就業への備えと研修修了後における継続的な研修） |
| 介護福祉士 |
| １１年　　か月 |
| 沓名明日香 |  | ・9(2)介護に関するこころのしくみの基礎的理解 |
| 看護師 |
| ５年　　か月 |